

表1 国民健康保険特別会計 歳入・歳出見込み (平成27年度～平成30年度)

資料

歳入見込み

歳出見込み

現状の伸びでは、平成30年度には約53億円に達する見込み。

	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)
歳入	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)
国民健康 保険税(1)	1,538,420	1,523,036	1,507,806	1,492,728
国庫支出金 (2)	1,558,151	1,590,011	1,622,508	1,655,656
療養給付費等 交付金(3)	270,952	270,952	270,952	270,952
前期高齢者 交付金(3)	1,359,356	1,359,356	1,359,356	1,359,356
都支出金 (2)	550,490	559,450	568,590	577,913
共同事業 交付金(3)	2,011,097	2,011,097	2,011,097	2,011,097
繰入金(A+B)	1,439,523	1,505,351	1,588,798	1,656,691
うち法定内A(5)	(335,761)	(327,461)	(335,761)	(327,461)
うち法定外(赤字)B	(1,103,762)	(1,177,890)	(1,253,037)	(1,329,230)
繰越金(4)	0	0	0	0
諸収入	10,167	10,167	10,167	10,167
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)
歳出	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)
総務費(6)	99,389	91,089	99,389	91,089
保険給付費 (7・8・10)	4,978,178	5,077,742	5,179,296	5,282,882
後期高齢者 支援金等(9)	1,041,793	1,041,793	1,041,793	1,041,793
前期高齢者 納付金(9)	617	617	617	617
老人保険 拠出金(9)	38	38	38	38
介護納付金 (9)	448,405	448,405	448,405	448,405
共同事業 拠出金(9)	2,011,404	2,011,404	2,011,404	2,011,404
保健事業費	95,911	95,911	95,911	95,911
諸支出金	62,421	62,421	62,421	62,421
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

平成30年度には、法定外(赤字)繰入金は13億3千万円に達する見込み。

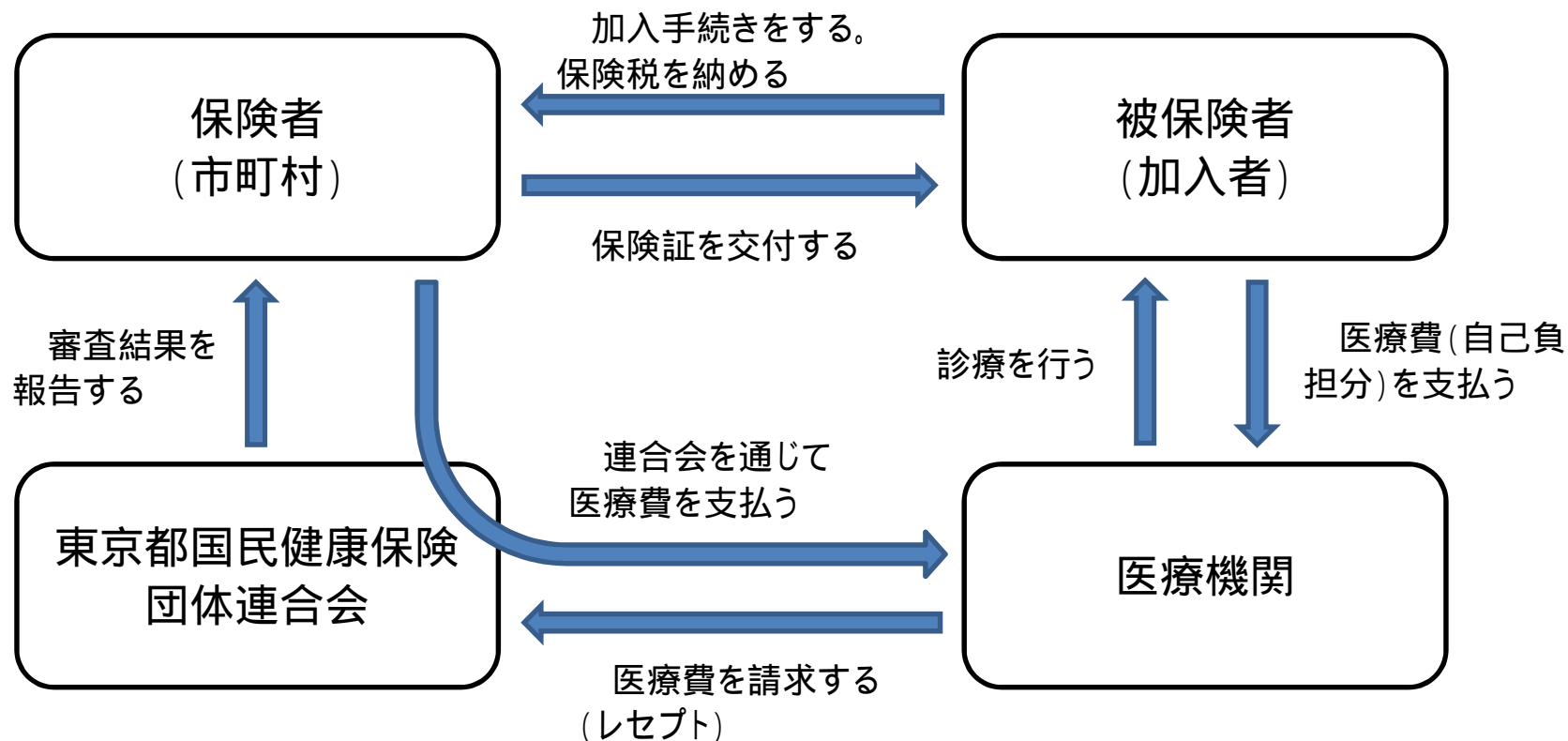
見込額算出の条件

- 1 国保税は、被保険者数の減等により年-1%の伸びを見込む。
- 2 国・都の支出金は、保険給付費等の定率分としてそれぞれ32%と9%で計上。
- 3 補助金等は変動が見込めないため、平成27年度の数値で見込む。
- 4 繰越金は0円とする。
- 5 法定内繰入金は、基盤安定繰入金の増加分(40,000千円)を含む。

- 6 総務費は平成27年度・平成29年度は8,300千円を増額する。(保険証更新分)
- 7 平成27年度の保険給付費見込みは9月末までの実績を元に算出した。
- 8 保険給付費は、直近5カ年の伸び率から、平均2%の伸びを見込んだ。
- 9 拠出金等は変動が見込めないため、平成27年度の数値で見込む。
- 10 診療報酬改定・平成30年度の広域化は算定に含んでいない。

図1 国民健康保険制度の仕組み

資料



転入、出生、社会保険離脱などにより国民健康保険に加入する際は、被保険者が加入の手続きを行い、保険税(料)を支払う。手続きを受け、被保険者に対し国民健康保険証を交付する。

保険証を医療機関に提示し、診療を受ける。

医療機関等の窓口で自己負担分(1割～3割)を支払う。

医療機関は、レセプト(診療報酬明細書)を国民健康保険団体連合会へ提出し、医療費の請求を行う。

国民健康保険団体連合会は、レセプトの審査結果を保険者あてに報告する。

保険者は、国民健康保険団体連合会を通じて各医療機関へ医療費を支払う。

図2 国立市国民健康保険税の仕組み

資料

国立市の国民健康保険税の内容は、75歳以上の後期高齢者医療に係る費用を負担するための『後期高齢者支援分』、介護保険に係る費用を負担するための『介護分』、そして国民健康保険事業のための費用に充てる『医療分』に分かれる。

それぞれの内容に対し、前年度の所得に応じて賦課される『所得割』と、加入者1人1人に対して定額で賦課される『均等割』の二つの方法で保険税額を決定している。

『所得割』は負担能力に応じた応能割、『均等割』は医療を受けられる利益に対する応益割と見ることができる。

(平成27年度)

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 ¹
所得割	4.60%	1.20%	1.15%
均等割	18,500円	7,600円	9,000円
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

$$\text{国立市の保険税} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

$$\text{所得割額} = \left(\text{前年所得額} - \text{基礎控除} \right) \times \text{所得割率}$$

1.....国民健康保険税の介護分については、40歳～64歳の被保険者に対して課税される。

2.....前年1月から12月までの収入の合計額から必要経費を除いた額。

所得が少ない世帯等に対し、以下のような軽減制度がある。

前年中の世帯所得が33万円以下 ...均等割額の7割を軽減

前年中の世帯所得が33万円+(世帯内被保険者の数×26万円)以下 ...均等割額の5割を軽減

前年中の世帯所得が33万円+(世帯内被保険者の数×47万円)以下 ...均等割額の2割を軽減

非自発的失業者については、前年の給与所得金額を30/100として算定する。
そのほか、東日本大震災の被災者に対する減免等がある。

表2 モデル世帯別国民健康保険税及び保険料 他市比較

資料

モデル世帯一覧

	医療分+後期分 被保険者数	介護分(3) (40~64歳) 被保険者数	詳細
モデル世帯	1人	0人	1人世帯 所得100万円 20歳 給与収入年間165万円程度
モデル世帯	2人	0人	2人世帯 所得100万円 30歳代一人親+子ども1人 給与収入年間165万円程度 均等割2割軽減
モデル世帯	3人	0人	3人世帯 所得300万 30歳代夫婦+子ども1人 給与収入年間450万円程度
モデル世帯	3人	2人	3人世帯 所得400万 40歳代夫婦+子ども1人 給与収入年間570万円程度
モデル世帯	4人	2人	4人世帯 所得500万 40歳代夫婦+子ども2人 給与収入年間690万円程度 固定資産税10万円課税
モデル世帯	4人	2人	4人世帯 所得600万 50歳代夫婦+子ども2人 給与収入年間800万円程度 固定資産税20万円課税
モデル世帯	1人	1人	1人世帯 所得0円 60歳 給与収入年間65万円以下 均等割7割軽減
モデル世帯	2人	2人	2人世帯 所得100万円 60歳夫婦 給与収入年間165万円程度 均等割2割軽減
モデル世帯 (1)	2人	0人	2人世帯 所得200万円 65歳夫婦 年金収入年間320万円程度
モデル世帯 (1,2)	2人	0人	2人世帯 所得300万円 65歳夫婦 年金収入年間445万円程度 固定資産税10万円課税
モデル世帯 (1)	1人	0人	1人世帯 所得0円 70歳 年金収入年間120万円以下 均等割7割軽減
モデル世帯 (1)	2人	0人	2人世帯 所得50万円 70歳夫婦 年金収入年間170万円程度 均等割5割軽減

- 1 モデル世帯 、 、 、 については別途介護保険より介護保険料を課税されている。
- 2 モデル世帯 、 、 については、固定資産税をそれぞれ10万円と20万円とした。
- 3 国民健康保険税の介護分については、40歳～64歳の被保険者に対して課税される。

表3 周辺市、類似市、23区のモデル世帯別国民健康保険税及び保険料

(年間)

モデル世帯					()	()				()		
世帯構成	20歳単身	30歳代一人親 子1人	30歳代夫婦 子1人	40歳代夫婦 子1人	40歳代夫婦 子2人	50歳代夫婦 子2人	60歳単身	60歳夫婦	65歳夫婦	65歳夫婦	70歳単身	70歳夫婦
世帯年間収入	給与 165万円	給与 165万円	給与 450万円	給与 570万円	給与690万円 固定資産10万円	給与800万円 固定資産20万円	給与 65万円以下	給与 夫165万円	年金 夫320万円	年金445万円 固定資産10万円	年金 120万円以下	年金 170万円
世帯年間所得	100万円	100万円	300万円	400万円	500万円	600万円	0円	100万円	200万円	300万円	0円	50万円
国立市	64,900円	80,500円	233,100円	351,300円	446,900円	516,400円	10,400円	102,600円	149,000円	207,000円	7,700円	35,900円
改定後	78,800円	96,900円	284,800円	447,600円	569,100円	660,600円	12,300円	126,900円	181,800円	254,800円	9,000円	42,400円
立川市	94,300円	117,900円	337,100円	504,100円	641,000円	738,500円	16,000円	150,800円	215,700円	297,700円	11,800円	53,300円
府中市	70,200円	88,100円	250,700円	384,300円	489,500円	564,900円	11,500円	112,700円	160,400円	220,900円	8,800円	39,900円
国分寺市	78,700円	102,800円	274,700円	397,000円	504,900円	572,800円	16,200円	131,800円	176,700円	234,700円	12,000円	49,800円
福生市	78,400円	99,500円	278,400円	413,100円	526,100円	604,100円	13,800円	125,800円	178,400円	243,400円	10,500円	46,000円
狛江市	78,500円	97,700円	274,900円	405,300円	525,200円	612,400円	13,700円	123,200円	176,700円	252,200円	10,400円	44,800円
東大和市	81,200円	96,200円	269,400円	420,500円	542,100円	635,700円	14,200円	124,600円	175,300円	251,400円	11,100円	43,700円
清瀬市	87,300円	100,000円	272,700円	433,400円	555,100円	648,800円	17,700円	137,000円	180,000円	255,700円	13,200円	46,900円
武蔵村山市	74,200円	86,900円	249,600円	385,800円	502,100円	594,800円	12,700円	113,700円	161,900円	241,000円	9,400円	38,300円
稲城市	66,900円	83,800円	239,100円	403,600円	511,600円	591,500円	12,200円	119,300円	153,000円	211,000円	8,300円	37,900円
あきる野市	81,600円	96,800円	264,600円	407,200円	521,500円	606,800円	15,500円	126,300円	173,100円	243,100円	11,900円	45,000円
10市平均	79,130円	96,970円	271,120円	415,430円	531,910円	617,030円	14,350円	126,520円	175,120円	245,110円	10,740円	44,560円
東京都23区	101,100円	127,900円	359,100円	524,100円	667,100円	765,400円	17,700円	160,800円	230,100円	314,400円	13,300円	59,000円

モデル世帯 . . . については、固定資産税の課税額をそれぞれ10万円と20万円とし、資産割が賦課されている市は(狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・あきる野市)その割合に応じて計算しています。